

# 平成24年度財団法人船橋市医療公社事業報告書

## 第 33 期

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### 事業概要

地域住民の健康の維持のため疾病の早期発見を目的として、船橋市保健医療行政と緊密な連携のもと、下記1の受託事業としての健康診断事業を実施した。

また、下記2のとおり夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者となり、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を船橋市医師会及び鎌ヶ谷市医師会並びに会員の協力を得て診療所事業を実施した。

### 記

#### 1 船橋市保健衛生事業の受託事業

##### (1) 胃部X線検査（集団）

40歳以上の市民を対象に実施した。

##### (2) 乳房X線撮影

40歳以上の市民を対象に実施した。

##### (3) 感染症法に基づく胸部X線撮影

65歳以上の市民の間接撮影及び第2種社会福祉施設入居者の直接撮影を実施した。

上記事業の実施状況は、次のとおりである。

| 事業名          | 実施人数   |
|--------------|--------|
| (1) 胃部X線検査   | 6,757人 |
| (2) 乳房X線撮影   | 1人     |
| (3) 胸部X線間接撮影 | 116人   |
| 胸部X線直接撮影     | 174人   |

#### 2 船橋市夜間休日急病診療所事業

##### (1) 夜間休日急病診療所の運営

年間（365日）を通じた運営を実施した。

##### (2) 医療安全対策委員会の定期的開催

年度内に3回開催し、診療所の医療安全の確保を目的とした改善策の検討及び情報交換・事務改善等のための会議を実施した。

##### (3) 夜間休日急病診療所の運営にかかわる市との検討会の定期的開催

（仮称）保健福祉センター移転時の診療所の施設設備にかかる検討、インフルエンザの流行やそれ以外の時期の受診者の状況確認等を実施した。

・受診者数 延べ 14,755人

・月別、時間帯別受診者数

| 区分<br>月別    | ①休日    | ②前準夜   | ③平日前<br>準夜 | ④準夜    | ⑤深夜    | 合計      |
|-------------|--------|--------|------------|--------|--------|---------|
| 4月          | 294人   | 209人   | 159人       | 285人   | 163人   | 1,110人  |
| 5月          | 258人   | 237人   | 154人       | 351人   | 176人   | 1,176人  |
| 6月          | 223人   | 166人   | 186人       | 233人   | 132人   | 940人    |
| 7月          | 230人   | 263人   | 330人       | 288人   | 160人   | 1,271人  |
| 8月          | 198人   | 121人   | 208人       | 253人   | 121人   | 901人    |
| 9月          | 348人   | 193人   | 161人       | 254人   | 131人   | 1,087人  |
| 10月         | 217人   | 180人   | 210人       | 249人   | 140人   | 996人    |
| 11月         | 194人   | 162人   | 208人       | 263人   | 167人   | 994人    |
| 12月         | 622人   | 309人   | 196人       | 435人   | 227人   | 1,789人  |
| 平成25年<br>1月 | 715人   | 343人   | 212人       | 559人   | 196人   | 2,025人  |
| 2月          | 427人   | 263人   | 215人       | 345人   | 118人   | 1,368人  |
| 3月          | 266人   | 227人   | 185人       | 290人   | 130人   | 1,098人  |
| 合計          | 3,992人 | 2,673人 | 2,424人     | 3,805人 | 1,861人 | 14,755人 |

(区分)

- ①休日 (日・年末年始) (9時～17時) 小児科  
 ②前準夜 (土・日・祝・年末年始) (18時～21時) 小児科  
 ③平日前準夜 (平日) (20時～23時) 小児科  
 ④準夜 (土・日・祝・年末年始) (21時～24時) 内科(小児科)・外科  
 (平日) (21時～23時) 内科・外科  
 (23時～24時) 内科(小児科)・外科  
 ⑤深夜 (平日・土・日・祝・年末年始) (0時～6時) 内科(小児科)・外科

### 3. 公益法人制度改革への対応

平成 20 年 12 月 1 日の公益法人改革関連法の施行後、特例財団法人として法人制度を維持してまいりましたが、平成 24 年 8 月 10 日開催した臨時理事会の決議を得て、同年 9 月 4 日に公益財団法人への移行認定申請を行いました。その結果、平成 25 年 3 月 21 日付で千葉県知事の移行認定を得ましたので、同年 4 月 1 日付で公益財団法人への移行登記を完了しました。